

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成27年7月17日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 2件

**厚生年金保険関係** 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500026 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500024 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 10 月 21 日から昭和 47 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録で、A社に勤務した記録がない。請求期間にA社に勤務し、健康保険証を受け取っていたので厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出のあった健康保険組合の受付印が押された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、請求者は、請求期間のうち昭和 46 年 12 月 10 日から昭和 47 年 5 月 20 日までの期間については、同社に勤務していたことが認められる。

また、雇用保険の加入記録から、請求者は、請求期間のうち昭和 46 年 12 月 10 日から昭和 47 年 6 月 19 日までの期間については、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」並びに複数の従業員の回答及び陳述から、A社は、全ての従業員を健康保険と厚生年金保険に同時に加入させていなかったことがうかがえる。

また、請求者は、請求期間当時の給与明細書等を所持しておらず、A社においても、請求期間当時の資料がないと陳述しており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500101 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500025 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 7 月 30 日から昭和 45 年 6 月 27 日まで

厚生年金保険の加入記録において、A社に昭和 45 年 6 月 27 日から勤務したことになっているが、実際には、昭和 44 年 7 月 30 日から勤務していたので厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてB社C支店からA社に出向し、勤務していた旨主張しているものの、雇用保険の加入記録及び同社の後継事業所であるB社から提出のあった人事記録からは、請求者の請求期間に係る勤務を確認することはできない上、同社は、人事記録以外に当時の資料は保有していないと回答しており、請求期間当時のA社における勤務実態を確認することはできない。

また、従業員照会で回答を得た従業員のうちの一人は、請求者がA社における勤務先としているD施設の開設に携わったが、請求期間のうち昭和 44 年は、まだ当該D施設は開設されておらず、同社に請求者は勤務していなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。